

| | | | | | | | |
|------|---|-------|----|---|-------------|------|----|
| 科目名 | 通信法 I Telecommunications Law I | | | 担当教員 | 曾根 康仁 | | |
| 学年 | 4年 | 学期 | 通年 | 履修条件 | 選択 | 単位数 | 1 |
| 分野 | 専門 | 授業形式 | 講義 | 科目番号 | 11T04_30480 | 単位区別 | 履修 |
| 学習目標 | 電波法の中でも重要とされている部分を中心に、設問に対する論理的な判断や解答ができるような能力を養うことを目的とする。併せて無線従事者国家試験（1陸・2陸・1陸特殊）に出題される範囲の電波法令について理解を深め合格できる学力を身につける。 | | | | | | |
| 進め方 | 各テーマごとに板書しながら解説をするので、配布したプリントも利用して理解を深め、電波法を体系的に整理していく。 本科目は、第1級陸上特殊無線技士の学校認定に必要な科目でもあることも配慮する。 | | | | | | |
| 学習内容 | 学習項目（時間数） | | | 学習到達目標 | | | |
| | 1. 電波法の意義、電波法の制定(1) 2. 無線従事者の資格、無線設備の操作(1) 3. 刑罰の種類、無線従事者免許の取得(1) 4. 無線従事者免許の欠格事由、免許の取消(1) 5. 電波法の目的、法規の分類(1) 6. 電波型式の表示、電波法と条約との関係(1) 7. 無線局の開設と免許制度、欠格事由(1) ----- [前期中間試験](1) | | | 電波に関する歴史を振り返り、電波法制定の経緯や法令用語の定義等を理解する。 D4:1, A1:1, A2:1, D2:1 | | | |
| | 8. 試験返却、無線局免許の申請、申請の審査(1) 9. 予備免許の指定事項、工事設計の変更(1) 10. 落成後の検査、運用開始・休止届(1) 11. 免許の有効期間、再免許の申請期間(1) 12. 免許状の記載事項・掲示・再交付・返納(1) 13. 無線設備の変更の工事、免許の承継(1) 14. 無線局免許の取消、運用の停止・制限(1) ----- 前期末試験 | | | 無線局の開設に関し免許制度をとり入れた背景を知り、免許手続きの流れを理解する。 D2:1 | | | |
| | 15. 試験返却、電波の質、放送局の各許容値(1) 16. 電波の発射停止、人工衛星局の条件(1) 17. 高圧電気的安全施設、無線設備の保護装置(1) 18. 周波数安定のための条件、周波数の測定・措置・校正、送信空中線の型式・構成(1) 19. 中波放送局・超短波放送局の無線設備(1) 20. 標準テレビジョン放送局の無線設備、船舶局無線従事者証明(1) ----- [後期中間試験](1) | | | 無線設備の保守点検に関する関連条文を拾い出せるようになり、技術的な意味を理解する。 D2:3 | | | |
| | 21. 免許証の訂正・再交付・返納、選解任届、主任無線従事者の職務(1) 22. 目的外使用の禁止、無線通信の秘密保護(1) 23. 時計、業務書類、日誌抄録の提出(1) 24. 試験電波の発射、通信の優先順位(1) 25. 非常通信、定期検査、臨時検査(1) 26. 総務大臣への報告義務、罰則関係(1) 27. まとめ(1) ----- 後期末試験 試験返却(1) | | | 無線局の運用に関する規定と、これに違反した場合の刑罰の重さを理解し、遵法精神を身につける。 A2:1, A3:1, D3:2 | | | |
| | 定期試験を80%、レポート提出を20%の比率で総合評価する。 | | | | | | |
| | 電波法では、混信等の周りに対する配慮を十分に行うことを種々の面において規定されている。したがって、自分目線ではなく、直接的にも間接的にも多くの方のために特に弱い立場の方のために、その方の目線で考え実践できる資質があること。 | | | | | | |
| | 関連科目 | 通信法II | | | | | |
| 教材 | 教員作成プリント | | | | | | |
| 備考 | 第1級陸上特殊無線技士の長期養成課程の修了には本科目の単位取得が必要です。 | | | | | | |